

2023年(令和5年)12月18日

内閣総理大臣 岸田文雄様
法務大臣 小泉龍司様
内閣府特命担当大臣(こども政策担当) 加藤鮎子様

あいち小児保健医療総合センター センター長 伊藤 浩明
茨城県立こども病院 病院長 新井 順一
特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ
代表理事 田上 幸治、飛田 桂
認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン 理事長 山田 不二子
神奈川県立こども医療センター 総長 黒田 達夫
聖マリアンナ医科大学 小児科教授 清水 直樹
仙台市立病院 院長 渡辺 徹雄
一般社団法人日本フォレンジックヒューマンケアセンター 会長 片岡 笑美子
兵庫県立尼崎総合医療センター 院長 平家 俊男

刑事訴訟法改正によって『司法面接』が伝聞例外となり得ることに伴う CAC 設置・運営支援のお願い

2023年(令和5年)6月16日、参議院本会議で可決・成立した刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律において、「被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力」に関して刑事訴訟法第321条の3が新設され、一定の要件の下、この録音・録画記録媒体を伝聞証拠禁止の法則の例外として、被告人の同意がなくても刑事裁判の証拠とすることができることになりました。この改正は、虐待を受けた子どもの負担軽減となり得るものですので、『司法面接』を実践してまいりました我々 NPO 法人や医療機関といたしましても、高く評価させていただいております。

この間、2015年(平成27年)10月28日に厚生労働省児童家庭局・警察庁・最高検察庁から発出された通知・通達によって、『協同面接』ないしは『代表者聴取』が、児童相談所・警察・検察で構成される「3機関の代表者1名による面接」として運用されてきました。これらの『協同面接』『代表者聴取』は、刑事訴訟法第321条第1項第2号の規定に基づく検察官面前調書の証拠能力によって、その73%が検察官によって実践されてきました。また、検察官以外の警察官や児童相談所職員が面接を行うこともありますが、いずれにしても、異動や配置換え等により、『司法面接』の技能の維持や向上が難しい状況にあります。

米国では、司法面接の7~8割が『子どもの権利擁護センター(Children's Advocacy Center, Child Advocacy Center: CAC)』で実施されています。2017年には、854のCACで236,589名の子どもたちが司法面接を受けました。2023年11月10日時点では950か所のCACが活動していて、司法面接を受ける子どもの数は増え続けています。

CACでは、司法面接研修を受けた後、オン・ザ・ジョブ・トレーニングやピア・レビューで研鑽を積んだ司法面接者が『司法面接』を実施し、専門的訓練を受けた医師が『系統的全身診察』を行い、児童精神科医やセラピストが心のケアを行います。CACに来れば、子どもたちはワン・ストップ・サービスとして自分が受けたマルトリートメント(虐待・ネグレクト)について、包括的かつ詳細に精査・評価(アセスメント)・治療をしてもらえます。

人権侵害を受けた子どもたちを支援するには、大人の制度を当てはめるのではなく、子どものための制度が必要で、それこそがCACです。しかし、『司法面接』『系統的全身診察』『心のケア』に必要な費用を支払う能力を子どもは持ち得ません。保護者に支払ってもらった場合、中立性に疑義が生じます。ですので、CACの設置されている国々では、CACの運営費として寄附金だけではなく、税金も投入されています。

是非、日本においても専門機関としてのCACの設置および運営の支援を国の施策として推進してください。